

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費			<b>担当部局庁</b>	雇用均等・児童家庭局		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	昭和元年度以前	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	家庭福祉課		大隈 俊弥			
<b>会計区分</b>	一般会計									
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	厚生労働省組織令第135条			<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>主要政策・施策</b>	少子化社会対策			<b>主要経費</b>	社会保障					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。									
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。									
<b>実施方法</b>	直接実施									
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
		計	156	153	150	145	173			
	執行額	145	145	142						
執行率(%)	93%	95%	95%							
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績								
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	国立児童自立支援施設の運営に要する経費であり、将来社会の健全な一員となり得るよう、児童の自立を支援することが目的であるため、目標値を示す事は困難である。			将来社会の健全な一員となり得るよう、児童の自立を支援すること。25~27年度については、約45名前後の児童が入所しており、当該児童の社会的自立を支援するために必要な経費として執行されている。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	両学院における入所児童に対して社会的自立を支援するために適切に予算を執行すること。	執行率	実績	百万円	145	145	142	-	-	
			目標値	百万円	156	153	150	-	145	
			達成度	%	93	95	95	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	両学院における入所児童数			活動実績	人	48	44	43	-	
				当初見込み	人	140	140	140	140	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	単位当たりコスト=X/Y X:「執行額」 Y:「平均入所児童数」			単位当たりコスト	円	3,023,059	3,288,344	3,304,105	1,038,107	
				計算式	X/Y	145,106,825/48	144,687,129/44	142,076,518/43	145,335,000/140	

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	諸謝金	11	11	児童自立支援庁費の増等
	児童保護指導等旅費	3	3	
	入所児童見学等旅費	2	2	
	委員等旅費	2	3	
	児童自立支援庁費	89	116	
	入所児童	38	38	
	計	145	173	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(VI-3)								
		施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(VI-3-1)							
	測定指標		定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	本事業は、①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、国立児童自立支援施設は全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に資することを目的としているため、児童虐待防止の支援体制の充実を図ることに寄与している。									
	改革項目	分野:	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

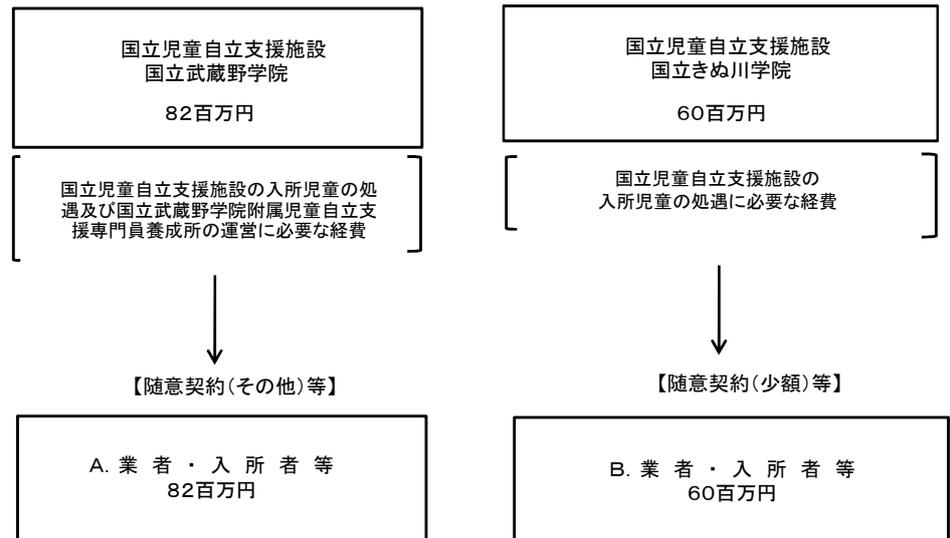
事業所管部局による点検・改善

国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明
		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設運営に係る費用であり、国が実施すべきものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、優先度の高い事業である。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公用車の交換購入にあたって1者応札となったが、これは、児童の支援運営上の理由から10人乗りの車種に限定したため、応札者が限定されたことが原因と推察される。なお、電気供給費の関係で不随契となったものがあるが、引き続き、公示の期間を長く設けて業者に周知する等して改善に努めたい。				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	国立児童自立支援施設は、全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的しており国として妥当な水準である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	施設の運営に必要な経費に限定しており、支出の都度、支出内容等の確認を行っている。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	現行において適切に実施。過大に支出することなく、必要量を購入等している。					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	国立児童自立支援施設の入所対象児童は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童のうち、特に専門的な指導を要するものである。入所児童定員は140名で受け入れの体制は確保されているが、都道府県等が設置する児童相談所の措置等に基づき入所するため、入所児童数は妥当である。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	国立児童自立支援施設の入所対象児童は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童のうち、特に専門的な指導を要するものである。入所児童定員は140名で受け入れの体制は確保されているが、都道府県等が設置する児童相談所の措置等に基づき入所するため、入所児童数は妥当である。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	日々の入所児童の支援等のために、十分に活用されている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	-	-		-			
	-	-		-			
	-	-		-			
	-	-		-			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的としている重要な事業であり、児童自立支援施設の運営に必要な経費は、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。国立児童自立支援施設では、全国の特に専門的支援を必要とする児童を受け入れているところであり、平成25年度48人、平成26年度44人、平成26年度43人と入所児童数の実績があり当該施設の運営は国の責務として必要であり平成29年度以降も実施する必要がある。					
	改善の方向性	引き続き、入所児童等の実態から当該施設の必要性を把握し適切な運営を図る。					
<b>外部有識者の所見</b>							
点検対象外							
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>							
通現 り状	点検結果も妥当であり、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。また、事業実施にあたっては、入所児童等の実態を踏まえ、当該施設の必要性を把握し適切な運営を図ること。						
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>							
現 状 通 り							
<b>備考</b>							
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>							
平成22年度	0635	平成23年度	0575	平成24年度	0512		
平成25年度	0674	平成26年度	0677	平成27年度	0689		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



**費目・用途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

費目	A.東京電力(株)		金額 (百万円)	費目	B.(有)松崎屋本店		金額 (百万円)
	用途	金額 (百万円)			用途	金額 (百万円)	
電気供給費	寮舎等に係る電気供給費	10	院生食糧費	入所院生に係る食糧費	6		
計		10	計		6		

**支出先上位10者リスト**

順位	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京電力エナジーパートナー株式会社	8010001166930	電気供給費	10	随意契約(その他)	-	100%	-
2	埼玉トヨペット株式会社	1030001003329	公用車交換	4	一般競争入札	1	91%	-
3	さいたま市水道部	2000020111007	水道代	3	随意契約(その他)	-	100%	-
4	ダイナックス株式会社	4030001005090	パソコン購入等	3	随意契約(少額)	-	95%	-
5	アルフレッサ株式会社	3010001027880	医薬品購入	3	一般競争入札	2	95%	-
6	美保産業株式会社	5010701009482	院生日用品購入	3	随意契約(少額)	-	95%	-
7	日本食研株式会社	9500001013371	院生食糧費	2	随意契約(少額)	-	100%	-
8	東上ガス株式会社	7030001045415	ガス代	2	一般競争入札	2	78%	-
9	(株)海幸水産	9030001001787	院生食糧費	2	随意契約(少額)	-	100%	-
10	(株)イトーヨーカ堂	2010001098023	院生食糧費	2	随意契約(少額)	-	100%	-

